

平成 22 年度第 5 回基本問題に関する検討部会 議事要旨

1 日 時： 平成 22 年 9 月 15 日（水） 10 時 00 分～12 時 00 分

2 場 所： 主婦会館プラザエフ 9 階「スズラン」

3 出席者

部 会 員： 菅原部会長、小林部会員、矢代部会員、木下部会員、金子部会員、河村部会員、
召田部会員、岡田部会員、阿部部会員、城戸担当課長（代理出席）

オブザーバー： 厚生労働省家田高齢者支援課課長補佐

消 防 庁： 株丹次長、濱田審議官、濱田予防課長、滝予防課長補佐、三浦設備専門官、
竹村国際規格対策官、守谷違反処理対策官、村瀬企画調整係長、塩谷設備係長、
千葉予防係長、東規格係長、吉川事務官、井上事務官、岡本事務官、大歳事務官、
長松事務官、伊倉事務官

4 配付資料

検討会次第

<資料>

- 資料 5－1 基本問題に関する検討部会（第 4 回）議事要旨
- 資料 5－2 火災予防に係る規制の合理化に係る各論点に関する資料
 - ① 規制体系の再編
 - ② 他法令・条例等との関係
 - ③ 小規模事業所及び大規模・高層建築物等の防火安全対策
 - ④ 性能規定化に伴う性能評価システムの整備
 - ⑤ 消防用機器の公的認証制度のあり方
 - ⑥ 講習制度のあり方
- 資料 5－3 消防法に基づく講習カリキュラム基準の見直し（案）

5 議事

(1) 前回議事要旨の確認

資料 5－1「基本問題に関する検討部会（第 4 回）議事要旨」に基づき、事務局からの説明後、気付いた点については、おおむね 1 週間後を目途に事務局あて申し出ることです承された。

(2) 火災予防に係る規制の合理化に係る各論点に関する資料

資料 5－2「火災予防に係る規制の合理化に係る各論点に関する資料」に基づき、事務局から説明が行われた。

【総論】

- ・ 消防法がすべて守ってくれているという考え方を吹っ切る必要がある。各事業所が自主的に防火完全対策をとることのできる体制に移行していくべきである。建築物の小規模や大規模を問わず、安全性能について前面に押し出せるようなものを何らかの事業でやってはどうか。例えば、予算を付けて先導事業を実施し奨励していく等、モデル事業を進めたらどうか。そうすることで、防火管理者もいかに技術者を養成するか、技術者と管理責任者をセットにして「管理責任」という仕組みに社会がなっていくのではないかな。

- ・ 最低限の防火管理の基準は必要ではないか。

また、防火対象物の実態が把握できていないのが最も問題ではないかということがあり、使用開始届を明確に法制化すれば、消防機関側も用途変更等に対応出来るのではないか。特にグループホーム等の福祉関係がわかりにくい。届出なしで運営されているものは非常に問題であり、使用開始届で確実に把握できるのではないか。

- ・ 現行の消防法令の基準がどういった働きをしてきたかという、言われたとおりに消防用設備を設置し、防火管理者を選任し消防計画を作れば、それなりの防火安全性能が確保されるというものであった。一方で、それに対して、避難や防火管理について独自に検討する人もいる。個別に検討を行い、規定の方法によらない手段を検討した人には独自のルートも開かれているが、そうでない人には仕様が定められたとおりとすることが出来るルートをうまく作ってもらいたい。その時に、自分たちで考えるツールとしてガイドラインのようなものが必要である。ルートCは教科書がないから十分に機能していない。よって、建築基準法と消防法が一緒になったようなガイドラインのようなものを作り、それに基づいて活用できるものとすれば良いのではないか。

【規制体系の再編】

- ・ 6 ページ目の消防法令の規制体系の再編のイメージ図は、各用途区分に設定するのか。

また、収容人員の少ないグループホーム等は、最小規模のところからレベルの高い対策を施すことになるのか。

→ お見込みのとおり。このイメージ図で言えば、相対的に火災危険性の高い用途の事業所には、最小規模でも例えば「レベル3」の水準を要求するなど、用途に応じてレベル分けの規模の切り分けラインを変えていくことを考えている。

- ・ 6 ページ目の消防法令の規制体系の再編のイメージ図は、現行の規制に対してレベルを分けているということはわかるが、レベル6 まで分ける必要があるのか。性能をベースに考えていけば、特段細かく分けなくても済むのではないか。

また、用途区分について、建築基準法との大きな矛盾がなければ、特性に関連して分けていくのは良いのではないか。

- ・ 現行の用途を決めなければすべてが始まらないという規制体系は限界であり、十分に検討した上で、例示を行った上で分類を行い、20 年くらい経過しても適用できるものがあれば良いのではないか。ただし、危険性物品は、現行の消防法施行令別表第一には入っていないが、政令にも建築基準法にも定められているので追加する必要がある。

また、遡及適用の件については、大いに賛成である。遡及適用については、昭和40 年代に法令改正の不備が是正された結果、非常に規制が厳しくなり、それに対応できないものに関しては緊急避難的に対応する規定であった。それが継続され様々な弊害が起きていたが、遡及適用する必要がある場面もあるので、特に政令等で定め、遡及適用できる規定の仕方にすれば良いのではないか。

- ・ 防火、防災管理制度の統合については、是非とも実現していただきたい。

また、性能規定化の問題について、ソフト、ハード両面をトータルに検証していくことには異論はない。性能規定の運用実績をある程度蓄積し、それを仕様規定に反映するという仕組みを制度的にも図っていただきたい。安易に性能規定化だけ図っていくと、それがブラックボックス化し、専門家以外には詳細がわからなくなってしまう。そういったことがないよう、仕様規定と性能規定の両立を十分図って

いただきたい。性能規定化されることで、専門機関による避難安全検証のシミュレーションという形でその検証が複雑化してコストが高くなり、申請期間が長期化に繋がることのないよう、専門機関による運用の簡素化については十分図っていただきたい。

さらに、こういった性能規定化に伴い、消防用設備等が最低限のものになるよう図っていただきたい。

→ 現行においても、性能規定で蓄積された結果を、仕様規定にフィードバックし、性能規定と仕様規定の両立化を図っているところであり、基本的な考え方は同様である。制度的にうまく規定することについては、御意見のあったとおり検討していきたい。

- ・ 規制体系再編に伴う改正部分は、原則として不遡及とするような話があったが、不遡及にすると用途区分で2つに分かれてしまい、制度的に複雑になる恐れがある。特に、消防設備等の基準の改正に伴うものや、建築区分の変更などではさらに複雑化し対応できなくなる恐れがある。

防火、防災管理制度の統合は賛成である。しかし、事業所の中には、防災管理制度の他に石油コンビナートの指定を受けている、いわゆる特定事業所があり、消防法の防災管理制度と石油コンビナート等災害防止法の防災管理制度が混在している。石油コンビナート等災害防止法の防災管理者は、工場長や所長であり事業所のトップになるが、一方で、消防法の防災管理者は管理監督的な立場にある人が選任されており、両者の地位・立場には違いがあり、消防機関として指導しにくい現状がある。

また、建築物等の用途区分の再編・大きくくり化のイメージについて、現行の消防法施行令別表第一では多くの行政実例があり、消防機関の用途区分判定の際の基準となっていた。新たにグループ分けされることには賛成であるが、用途区分の判定にあつては管理権原者、利用者、利用時間、従属用途、一般住宅と併用との関係等の取扱いがあり、改正によりどのように整理されるかよくわからない。

次に、現行の消防法施行令別表第一では(1)項から(16)項ということで入っているが、このイメージ図では例えば(4)項と、(8)項から(11)項という用途が入っていないので入れて欲しい。さらに、第6グループに(14)項の倉庫が入っているが、倉庫には可燃性物品等が入っていることもあるので、延焼危険等があるということで失火と危険の項目は×ではないか。

→ 規制体系再編に伴い、改正された法令については既存の防火対象物に遡及しないとした場合、用途区分の判定において旧基準が適用されるものと新基準が適用されるものが混在し、さらに部分的な用途変更をした時には、同一建物内で新旧の基準が混在し複雑化してしまうのではないかと御意見だと思われる。これについては、確かに複雑化する可能性はあるが、一方で新基準に完全に合わせてしまうというのも、どの程度の負担が生じるのか不明であり、どのようにバランスをとるかが難しい。

新基準を設定する際に、旧基準からうまく移行できる基準を作ることが前提になるが、部分的な用途変更を行った際の特例的な取扱いを検討する際に、性能規定的なものが非常にうまく設定されれば、理想的には多分うまく繋げられるようになると考えており、できる限り複雑化しないように個別のルールなどを検討していかなければならない。

また、用途区分の話において、現行の防火対象物の利用形態等を考慮した判定をどう反映していくかという点については、それぞれの用途グループに分類される理由を明確化しうまく反映させながら、それぞれの用途区分に当てはめるための基準をいかに作っていくか検討していきたい。

倉庫については、この用途区分における在館者の人命危険と、対策に関して現行の規制の考え方を軸に作ったものであり、危険性物品等の出火危険については、個別のケアを考えていく必要があるかどうか検討していきたい。

防火、防災管理の一本化については、石油コンビナート等災害防止法に限らず、他法令で防火、防災を含めた安全責任者の規定があり、それぞれの関係について改めて整理が必要と考えている。当面の対策では、防火管理者と防災管理者については法令上同じ人間が行うこととされているので、明確に整理できると考えている。さらに加えて他法令の責任者との関係について合理化を図っていきたい。

- ・ 性能規定化の問題で資料6 ページ目の分類に関して、同じゲーム喫茶であっても、現場では接待の有無や風営法の適用の有無により、異なる用途区分が適用される場合がある。つまり、規定された用途区分では明確に判定できず、その場所の業態や適用される法令によって判定が変わってくる。用途区分上は倉庫であるが、物品販売店舗やコンサート会場として用いられる等、新しい防火対象物を従来から規定された用途区分で使うのではなく、ある用途区分の防火対象物が様々な業態として用いられており、用途という概念をどうとらえるのかが問題となっている。加えて、そこに消防用設備等の設置が加わるとさらに問題となる。

したがって、性能規定化については資料の区分に従い判定できれば問題ない。しかし一日のうち3回程度も異なる業態に使用される防火対象物もあり、その場合は時間帯により異なる区分が適用されることになる。用途区分という規制の概念は、防火対象物の利用者側にはほとんど意識されていない現状があり、用途区分を困難にしている。

さらには、建築段階の用途に基づき設置される消防用設備等が決定されても、利用方法は建築段階の用途区分に従って行われるものではなく、複数の区分に該当するようなあいまいな利用をされる。そのため、建築当初と使用開始段階で異なる性能規定のルートが適用される事態が生じる。加えて、大規模なリニューアルや火災の発生した新宿区歌舞伎町の雑居ビルのように2割のテナントが変更されてしまうような業態の変化を考えると、性能規定化を各防火対象物に適用することは利用者側の負担が大きく、消防機関側としても用途の判定が難しいというのが現場の声であり、特に個々の入れ替わるテナントに対する用途区分に関しては十分に検討が必要ではないか。

また、ソフトとハードの両面を組み合わせる場合、ハード面は管理権原者が変更されても継続して使用できるが、ソフト面は管理権原者がいなくなった時点でゼロになってしまう。現状では建物が転売されたが図面もなく、消防に情報開示請求を行った工事を行うようなものもあり、管理権原者の入れ替わりを踏まえた制度をどうするかが問題ではないか。

その他、現在では福祉施設等が足りなくなり、アパート等の様々な用途の防火対象物に入る傾向があり、そうした場合にどう規制を適用していくのかが議論になっている。この辺りについても先ほどの用途との関連でどのように考えるのか。

- 用途の考え方だが、今回の用途区分の考え方は、ある事業について、このような火災危険性が生じているからこのような対策が必要というグループ分けのルールを明確にしていくという考え方であり、そのルール作りが大切であると認識している。

危険性のランクに基づき大まかにグループ分けをしているが、事務所なら第4グループ、客商売をするなら第3グループの対策をしなければならないといったようなルール化をし、関係者、事業者がグループ分けのルールを理解できるものとする事で、必要事項が明確になれば先ほどの質問には対応出来ると思う。

雑居ビルについては、消防機関の事務的な負担が増える可能性はあるが、雑居ビルに対する規制を整理し、全体に必要な対策と個別に必要な対策を整理しながら、多数のテナントが入れ替わるようなビルにはそれに対応した対策が取られるような規制体系を作ること、このような問題に対応していくことが出来ないかと考えている。ソフトとハードをトータルで評価する際には、対策としての実効性や信頼性を加味しつつ評価することになる。全体を評価する際に、そういった点を十分に検討したいと考えている。

また、事務局としては、御指摘いただいたことを含めて、用途と実際の建物を見直すに当たって、どのような問題が起こっているのか、場合によってはケーススタディを行う必要があると考えている。

- ・ 建物の現場調査がないと対処のしようがない。難しい問題を含んでいると思う。

- ・ 政令第32条の特例には消防長の特例基準があるが、これは過去からの積み重ねにより現在の制度が出来上がっているものである。

防火防災性能の確保について特例基準を設けるという点については、賛成である。しかし、特例の適用にあたっては、具体的な要件を示していかないと安易に適用される恐れがあり、そうすると防火性能が維持できなくなるので具体的な要件を示して欲しい。

→ 消防機関の特例の運用については、安易な運用を期待している訳ではない。ルール化していくのは難しいが、知恵が蓄積されていく仕組みや手段を考えていく必要があると考えている。

- ・ 遡及・不遡及の件については、考え方を大きく転換するのであるから原則遡及とし、以前の考え方と新しい考え方の二重構造ではなく、既存の建物を新たな考え方に適応させていくという形にした方がよいのではないかと。

小規模事業所については、規模によらず安全性能を求めていくことに賛成である。事故が起きたら規制するという考え方はどうか。ルールがないと安全対策を行わないようなところがあるからこそ規制が必要ではないかと。

【他法令・条例等との関係】

- ・ インセンティブについて消防法上の避難強化を図った場合に、容積率の除外等のインセンティブを付与するという点については前向きに検討して欲しい。現状でも、非常用エレベーターを設ける、垂直避難の場合に一時避難場所として3階の屋根のところに避難可能な場所を設ける、あるいはストレッチャーが通れるよう避難経路の幅を広げる等、様々な形で避難強化を図るための施策が考えられる。バリアフリー法等においても、廊下幅を広げる等のインセンティブが設けられており、消防法についても同様に、関連法規との間で連携を図りインセンティブの実現を図ってもらいたい。

【小規模事業所及び大規模・高層建築物等の防火安全対策】

- ・ 資料の13ページに、共同住宅や旅館については規模に限らず自動火災報知設備を義務付けとなっているが、反対の消防本部もある。規制の強化となると事業所に説明をしなければならず、事業所側の理解を得るのが難しい。事故等があれば説明は出来るが、急な規制強化となると事業所側から理解が得られない。よって、消防側が説明できるような理由が必要である。

→ 自動火災報知設備の強化について、今まで自動火災報知設備は義務になっていなかったが、個別住宅には住宅用火災警報器が義務設置になっているというバランスをどうするかが問題と考えている。基本的に従来の事業所に対する自動火災報知設備の規制は、公共危険や防火対象物全体に危険が及ぶことに対処しようとするものであった。一方で、住宅用火災警報器は、自分自身の身を守るための対策という性格があるが、住宅用火災警報器の設置義務化以降、小規模な宿泊施設においてはある部屋から出火した時にその部屋にいる者が自分の身を守ることができる対策の必要性について、社会的に認識され始めていると考えている。

こうしたことを踏まえ、従来の自動火災報知設備と住宅用火災警報器の設置の考え方を比較すると、小規模な旅館・ホテル等の宿泊施設では、自分自身の身を守るための住宅用火災警報器が必要であり、住宅と事業所の防火安全対策のレベルを連続的に構築している必要があると考えている。

また、事業所側の理解を得るためには努力が必要と考えているが、安価な住宅用火災警報器や無線連動型住宅用火災警報器を選択肢として示しつつ、理解を得ていくことが必要と考えている。

【講習制度のあり方】

- ・ 講習カリキュラムの見直しについては、消防本部に意見照会を行った。これは総務省消防庁から全国消防長会へ依頼があったもので、全国消防長会の予防委員会を構成している53の消防本部に情報提供を含めて意見照会をしており、8月末にその意見のとりまとめを行った。その結果、19の消防本部から意見が出され、総務省消防庁へ報告している。内容については各消防本部で賛否両論があり、ごく一部であるが紹介させていただく。

講習時間の縮減、削減については、統合することで効率化を図り、講習時間を縮減することに賛成という意見や、現状行っている講習時間は最低時間であり、削減は困難という意見があった。

次に、講習科目の共通化については、講習の質が低下しない程度に効率化を行ってほしいという意見や、自衛消防業務講習の科目免除については、防火防災管理併設講習を受講している人のみではなく、同等の知識を有している防火管理や防災管理の講習を受講している人にも広げるべきとの意見もあった。

また、講習科目の共通化によって、受講者が講習科目を自由に選択できるよう、受講料をとっていない消防機関の防火管理講習を受講しようとする希望者が増加するのではないかといった意見もあった。

再講習の見直しについては、負担軽減による見直し内容に賛成するという意見や、再講習は5年に1回の講習なので縮減する必要はないという意見もあった。

防火管理講習や防災管理講習の2時間縮減では、受講者の負担軽減にはつながらないのではないかとという意見もあった。

その他の意見としては、消防本部の負担増にならないように要望するという意見や、防火管理制度と防災管理制度を一本化してほしいという意見や防火対象物点検制度と防災管理点検制度を一本化してほしいという意見もあった。

講習制度の変更内容を国民に周知してほしいという意見や、日本防火協会が登録講習機関ということで講習を行っているが、講習料の改正についての情報提供をお願いしたいという意見もあった。

さらに、講習カリキュラム基準の見直しについてさまざまな意見があった。全国に800の消防本部があり、防火管理講習、防災管理講習や自衛消防業務講習を行っている。講習について受講料をとっていない消防本部もあるし、手数料を定めて受講料をとっている消防本部もあれば、講習を全く行っていない消防本部もある。各消防本部の運用実態は統一されていないのが実情である。受益者負担の原則ということから受講料を徴収したいと考えている消防本部もあり、講習の受講者に一定の条件をつけて講習を制限している消防本部もあり、対応が一律ではない。

- 各消防本部でさまざまな意見があるということは、全国消防長会を通じて集められた意見を見て承知している。基本的に講習のカリキュラムについては基準であり、各消防本部の事情や今までの講習の実施方法もあると思うので、ある程度柔軟に対応できるよう、あくまで基準を定めるということで考えている。

講習科目の共通化については、科目免除を拡大する中で質が低下するのではないかと懸念があるかと思われるが、講習科目の共通化によって免除を拡大する講習については、修了考査によって講習が終わった後に確認試験を行うことで質が担保されるようにできるのではないかと。自衛消防業務講習について、防火防災管理併設講習受講者の7時間免除というのがあるが、これについては必ずしも併設講習を受講しなくても、別々に受講された方も両方資格を持っていれば構わないということで条文等は整理している。

再講習についてもさまざまな議論があるかと思うが、基本は心構え的なものは省略するということが基準としては統一させていただいている。約800の消防本部の中で、防火管理講習についてはもともと歴史的には消防本部が行っていたものを、一部の中小の消防本部や大都市の消防本部ではなかなか手

が回らないということで、平成16年から日本防火協会が登録講習機関として入ってきたという経緯がある。各消防本部の事情の中で、受講料のあり方についてもテキスト代の実費相当しかとらないところや、あるいは受益者負担の原則ということで受講料を含めて徴収してきた本部もあり、実態に応じて様々であるということは承知している。それを統一的に消防庁が定めるというのも地域主権の観点から難しいということもある。ただ、防火協会が登録講習機関として全国を対象としているので各市町村との連携、連絡を密にするということについては改めて我々のほうからも伝えたい。

- ・ 25ページ目に現行と改正イメージがあるが、これはおかしい。防災管理講習が上級講習にという図式になっているが、地震の時に必要があるのは大規模な建築物でも小規模な建築物でも同様である。防火管理講習に防災管理講習を付け加えるような形で法律化されたが、そこから整理した方が良いのではないか。防火管理講習に地震対応についても含めるというイメージが一般的ならえ方ではないか。大規模な建築物については地震のことも考えなくてはいけないということで法律化されたので、妙な形になったのではないか。原点に戻り防火管理に地震対策を含めるべきだということで、もう一度制度を見直しても良いのではないか。

火災に対する種々の制度は充実していて、火災に対する一定のリスク管理はできている。しかし、地震発生時に火災が発生するというのは非常に負担が大きい。スプリンクラーが設置されている建物で、スプリンクラーに頼って防火水準を保っている施設においては、地震でスプリンクラーが使えなくなった時に火災が発生した場合、どう対応するかということは最も考えるべきことである。

そういう形で防災管理講習の考え方を防火管理講習に取り入れてはどうか。今のやり方では、特に大規模な防火対象物への負担が大きいと思うので、防火管理及び防災管理の再整理をお願いしたい。

- 図のイメージでは不明確であったが、事務局側の問題意識も同様で、現に防火管理講習の中でも実際にテキストを見ると、地震対策の基礎的なことは記載されている。基本的には防火対策だけでなく防災対策も含め、ある程度の中規模の建物から地震対策も含めて講習で学ぶことは必要だろうと考えている。

ただ、すべての防火対象物の関係者の方に大規模な対象物での地震対策まで学ぶ必要はないだろうということで、防火、防災を含めて初級、中級、上級というレベル分けする意味で考えている。上級については、例えばエレベーターの閉じ込めや特にオフィス家具の多い建物だと思うので、大規模な建築物に特有な防災対策について特に学んでもらうというようなイメージで、初級、中級においても防災についてある程度講習内容に入れるということで整理したい。

- ・ 講習については事業仕分けがあり、見直しされた負担軽減が図られているということであるが、今回の規制体系の新しいイメージを見てみると、現場の人の意識が大切になるのではないかと。能動的に安全対策を考えていく人がいなければ、むしろ安全でない方向に進むので、負担軽減や効率化ということだけで進められてしまうのは非常に危険である。新しい考え方でいくのであれば、講習は負担感があるがもっと充実してやるべきである。資料には講習時間だけしかないのでは分からないが、講習の内容、質も非常に大切で、効率や負担軽減という言葉ばかりが出てくることに危機感を感じる。

- 講習内容の効率化一辺倒で、肝心の防火、防災の性能、安全管理の部分が損なわれると元も子もないので、当然確保の必要なものについては確保することが大前提となっている。ただ、講習が6つある中で、どうしても重複部分があるので、それに関しては整理をして全体として負担軽減をするという考え方であり、当然確保するべきところは確保していきたい。

- ・ 防火、防災管理者の講習について、現行14時間が12時間ということで引き続き2日間開催になるが、実は複合用途ビルの店舗テナントにとって講習の受講は非常に負担感が強い。2日間連続の受講になると厳しいので資格者が思うほど充足しないという問題がある。そういった問題を解消する意味では、2日間連続ではなく単位を細切れで取得できるようにしたり、1日ごとに受講できるようにしたりあるいは通信教育やインターネットによる受講方法を設けることによって、制度の下の運用レベルの話かもしれないが、そういった緩和策も考えていただきたい。意識を持つことは大事だと思うが、物理的に受講ができないと裾野が広がらないので、こういう観点でも考えていただきたい。

→ 若干裏腹な部分もあって難しい課題だと思っている。我々としては当然必要な内容については確実に修得してもらわなければならないと考えており、実際に日数がかかるので裾野が広がらないという実態があるということも認識している。資料の26ページ目の(2)で挙げているように、今回の規制体系の再編にあわせて本当に資格者として講習受講者を配置すべき範囲について、どういうものがあるのかということも含めて検討していきたい。

- ・ 防火管理講習と防災管理講習が別々にあることから、負担が生じるので無駄を省くという考え方ではまずいのではないかと。現在、防火管理講習で12時間やっているところを2時間減らして10時間やるのであれば、減らした2時間で地震の話をすれば良いのではないかと。

結局、地震発生時にどうするかについて義務として考えるとすれば、やはり地震が発生し火災が起きた時にどうするかというのが問題である。例えば、家具の下に何人かが下敷きになっている場合の対策について厳密に考える必要は必ずしもない。火災さえ発生しなければ、落ち着いて対応すればなんとかなる。エレベーターの閉じ込めが発生してもすぐに死んでしまうわけではない。地震の時に火災が発生すると、数分、数十秒という単位で動かなくてはならないので、あらかじめ対策が必要となる。

そういうことを考えるとすれば、防災管理制度を別々に作っているが、この際合体するときにイメージとして防火管理講習に地震のことを2時間追加する、防火管理講習を減らすのではなくむしろ増やして地震の話もするというイメージで作った方がバランスの良いものができるのではないかと。

→ 御指摘の事項を含め検討させていただきたい。

以上